

第2次三種町地域応援飲食券

取扱店募集!!

新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んだ地域経済の維持と飲食店の事業継続を応援することを目的として、全町民を対象に地域応援飲食券を交付するにあたり、飲食等の提供により受け取った地域応援飲食券の換金を申し出ることができると特定事業者を公募します。

●事業内容

- ①発行者 三種町
- ②配布対象者 令和3年4月30日において、町内に住所を有する全町民
- ③配布額 1人当たり3000円(500円×6枚)
- ④利用期間 7月1日～12月31日

●飲食券利用対象

- ①店内設備での飲食物の提供 ※飲食物と組み合わせて販売されるサービスの提供を含む。
- ②店内で調理した持ち帰り用飲食物等の販売 ※配達による販売も含む。

●参加資格

町内に所在する店舗または4月30日において町内に事業所を有する法人もしくは町内に住所を有する個人事業主が経営する店舗とし、次に掲げる要件のいずれも該当する者

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。

●対象者

- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっていない方

●給付額

児童1人につき一律5万円

●手続き方法

- ・対象者①に該当する方は、申請が不要です。5月11日に児童扶養手当の登録口座へ県より支給されます。
- ・対象者②、③に該当する方は、申請が必要です。令和4年2月28日まで福祉課または各支所で受け付けします。

※詳細については、町ホームページをご確認ください。

◆申請・問い合わせ先

福祉課 子育て支援係
☎8514836

期限.. 6月30日

申請を予定している方は、お早めにお手続きください!!

●第3次中小企業者等事業継続支援金

- ・1事業者あたり20万円
- ・飲食業または宿泊業は30万円
- 第2次中小企業者等家賃支援金 上限25万円

※関係書類は、町ホームページからダウンロードしていただくか、商工観光交流課または各支所、町商工会で入手してください。詳細については、町ホームページをご確認ください。

◆申請・問い合わせ先

商工観光交流課 商工係
☎8514830



申請忘れのないようにご注意ください!!